

日本国の天壤無窮の繁栄についての省察

神代及び天皇（皇室）と日本国民との世襲の法

高天原（たかまのはら）～～伊奘諾尊（いざなぎのみこと）…伊奘冉尊（いざなみのみこと）～～大八洲国（おおやしまのくに）～～

～～黄泉の国（よみのくに）…泉津平坂（よもつひらさか）…穢（きたな）い・禊祓（はらい）…神直日神（かんなおひのかみ）～～天照大神（あまてらすおおみかみ）…月読尊（つくよみのみこと）…素戔嗚尊（すきのおのみこと）

～～三種の神器（さんじゅのじんぎ）…八坂瓊の五百箇の御統（やさかにのいおつのみするまる：八坂瓊の曲玉）…草薙の劔（くさなぎのつるぎ）…八咫鏡（やたのかがみ）～～

～～天津彦彦火瓊瓊杵尊（あまつひこひこほににぎのみこと）…皇孫（すめみま）～～天照大神の勅（みことのり）、

「葦原の千五百秋の瑞穂の国（あしはらのちいほあきのみずほのくに）は、わが皇孫（すめみま）が王（きみ）たるべき国である。皇孫のあなたが行って治めなさい。さあ、行きなさい。宝祚（あまつひつぎ）の栄えることは、天壤無窮（あめつちときわまりなかるべし）であろう」～～

■ 初代 神武天皇の即位

…辛酉（かのととり）の年春一月一日、天皇（すめらみこと）は
橿原宮（かしはらのみや）にご即位になった。この年を天皇の元年
とする。正妃を尊んで皇后（おおきさき）とされた。皇子（みこ）
神八井命（かむやいのみこと）、神淳名川耳尊（かむなかわみみのみ
こと）をお生みになられた。だから古語にも、これを称して次のよ
うにいう。

「畝傍の橿原に、御殿の柱を大地の底の岩にしっかりと立てて、
高天原に千木高く聳え、初めて天下（あめのした）を治められた天
皇」と申し、名付けて神日本磐余彦火火出見天皇（かむやまといわ
れびこほほでみのすめらみこと）という。

※ 読み仮名は、宇治谷 孟『全現代語訳 日本書紀』、講談社学術文庫）によ
るが、私 [=ブログ作成者] が付加したものもある。

■ (明治) 皇室典範義解

恭て按ずるに、皇室の典範あるは益々其の基礎を鞏固にし、尊嚴を無窮に維持するに於て缺くべからざるの憲章なり。

祖宗國を肇め、一系相承け、天壤と與に無窮に垂る。

此れ蓋し言説を假らずして既に一定の模範あり。以て不易の規準

たるに非ざるはなし。今人文漸く進み、遵由の路必ず憲章による。

而して皇室典範の成るは實に祖宗の遺意を明徴にして子孫の為に永

遠の銘典を貽す所以なり。

皇室典範は皇室自ら其の家法を條定する者なり。故に公式に依り之を臣民に公布する者に非ず。而して将来已むを得ざるの必要に由り其の條章を更定することあるも、亦帝國議會の協賛を経るを要せざるなり。蓋し皇室の家法は祖宗に承け、子孫に傳ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干涉する所に非ざるなり。

【目次】

- (1) 聖徳太子『十七条憲法』、7世紀 . . . 2
- (2) 北畠親房『神皇正統記』、14世紀 . . . 4
- (3) 本居宣長『直毘靈（なおびのみたま）』、18世紀 . . . 5
 - 参考(3) -1 本居宣長『玉勝間』 . . . 8
 - 参考(3) -2 本居宣長の肖像画への画賛の歌 . . . 9
 - 参考(3) -3 本居宣長『宇比山踏（うひやまぶみ）』 . . . 9
- (4) 頼山陽『日本政記』、19世紀 . . . 10
- (5) 福沢諭吉『帝室論』、東京時事新報社、20世紀 . . . 22
- (5) - 2 福沢諭吉『尊王論』、東京時事新報社 . . . 26

日本国の天壤無窮の繁栄についての省察

神代及び天皇（皇室）と日本国民との世襲の法

- (1) 上宮厩戸豊聡耳太子（かみつみやのうまやとのとよとみみのひつぎのみこ、聖徳太子）『十七条憲法』、7世紀

一に言う。

和を大切にし、いさかいをせぬようにせよ。人は皆それぞれ仲間があるが、全くよく悟った者も少ない。それ故君主や父に従わず、また隣人と仲違いしたりする。けれども上下の者が睦まじく論じ合えば、おのずから道理が通じ合い、どんなことでも成就するだろう。

二に言う。

篤く三宝を敬うように。三宝とは仏〔ほとけ〕、法〔のり〕、僧〔ほうし〕である。仏教はあらゆる生きものの最後の拠り所である。何れの世、何れの人でもこの法をあがめないことがあるか。人は甚だしく悪いものは少ない。よく教えれば必ず従わせられる。三宝によらなかつたら何によって邪な心を正そうか。

三に言う。天皇（すめらみこと）の詔〔みことのり〕を受けたら必ず謹んで従え。君（天皇）を天とすれば、臣（臣下）は地である。

天は上を覆い、地は万物を載せる。四季（政事）が正しく移り、万物（民）を活動させる。もし地（臣下）が天（天皇）を覆うようなことがあれば、秩序は破壊されてしまう。それゆえに君主の言を臣下がよく承り、上が行えば下はそれに従うのだ。だから、天皇の

命を受けたら必ずそれに従え。従わなければ結局自滅するだろう。

十二に言う。

国司〔くにのみこともち〕や国造〔くにのみやつこ〕は百姓（お
おみたから）から税をむさぼってはならぬ。国に二人の君はなく、
民に二人の主はない。国土のうちのすべての人々は、皆王〔きみ：
天皇〕を主としている。仕える役人は皆王の臣である。どうして公
のこと以外に、百姓から貪りにとってよいであろうか。

十七に言う。

物事は独断で行ってはならない。必ず衆と論じ合うようにせよ。
些細なことは必ずしも皆に諮らなくてもよいが大事なことを議する
場合には、誤りがあってはならない。多くの人々と相談し合えば、
道理に適ったことを知り得る。

※ 現代語訳は、(宇治谷孟『全現代語訳 日本書紀〔下〕』)による。
また、〔 〕内の読み仮名：著者、()内のそれ：私 [=ブログ作成者]。
以下、同じ。

(2) 北畠親房『神皇正統記』、14世紀

そもそも、あの宝鏡〔ほうきょう〕は先に記した石凝姥の命〔いしこりとめのみこと〕のお作りになった八咫〔やた〕の御鏡〔みかがみ：八咫に口伝〕であり、玉は八坂瓊〔やさかに〕の曲玉〔まがたま〕で、玉屋の命〔たまのやのみこと、天明玉〔あめのあかるたま〕とも言う。〕がお作りになったのである〔八坂にも口伝がある〕。

劔〔つるぎ〕は、すさのをの命〔すさのをのみこと〕が手に入れて、天照太神〔あまてらすおおみかみ〕に奉納された叢雲の劔〔むらくものつるぎ〕である。

この三種神器に付託された神勅は、(皇孫が)正しく国を統治なさるための道〔みち〕を示している。

鏡は謀事を持たず、私心なしに万象を照らすので、是非善悪の姿で鏡に現れないものはない。

その姿に従い感応することを徳とするのである。

この鏡は正直の本源である。

玉は柔和善順を徳とする。

玉は慈悲の本源である。劔は剛利決断を徳とする。

劔は智慧の本源なのである。

この、正直・慈悲・智慧の三徳を合せ受なければ、天下〔あめの

した] の統治するのは、全く困難なのである。

※ 北畠親房『神皇正統記』、岩波文庫、口語訳：私 [=ブログ作成者]。

(3) 本居宣長『直毘靈（なおびのみたま）』、18世紀

この一篇は、古道について論じたものである。

天皇の統治される日本の国は、口にかけて言うのも恐れ多い皇祖神天照大御神 [あまてらすおおみかみ] が御出現になった国であつて、

大御神が、御手に天上の神の靈 [しるし] の物を捧げてお持ちになり、

日本の国は千万歳永遠に我が子孫の御統治なさるべき国であると、

天孫瓊瓊杵の命 [ににぎのみこと] に御委任し給うたそのままに、

白雲が互いに向いあつて伏している大地の果て、蛙の歩いて行く

大地の果てまで、天照大御神の御子孫の御統治なされる国と定ま

つて、天下に乱暴を働く神もなく、随順しない人もなく、

【幾万代を経たとしても、何者が天皇に背き奉ることがあろうか。恐れ多いことに、御代々の間には、たまさか命に従わない悪者もあるが、神代の古い事跡さながらに、御威光をお輝かしになって、たちまちのうちに滅ぼしておしまいになることである。】

千万代の末の御代まで、天皇は天照大御神の御子孫として、

天上の神の御心をそのままご自身の御心として、

神代も今も変わることなく、

【ただ天皇の御位がそうであるだけでなく、臣下も臣〔おみ〕・連〔むらじ〕をはじめひろく諸部〔もろべ〕の首長に至るまで、氏姓を重んじ、子々孫々、その家々の職業を継承しつつ、祖先の神々と変わらず、ただ一世代も同然に、神代のままにお仕え申し上げてきた。】

神代のままに安らかな国として、平和にお治めになってきた国

であったから、

【『日本書紀』の孝徳天皇の巻に、「神〔かん〕ながらということは、神の道にしたがって事を行なわれて、そこに自然と神の道があるのを言うのである」と見えているのをよく考えるべきである。…神代のままに大らかに御統治なされると、自然に神の道が充足して、他に何も求めるべきことがないのを、自然に神の道があるというのである。】

古代には事々しく道ということを言い立てることも全くなかった。

【であるから、古く「葦原〔あしはら〕の瑞穂〔みづほ〕の国は神〔かん〕ながら言挙〔ことあげ〕せぬ国」〔葦原の中の稲穂の美しく実るこの日本の国は、神代のままに事をやかましく言い立てない国である〕と言っている。】

天照大御神は高天原〔たかまのはら〕においでになって、その御

威光はすこしも曇ることなくこの世をお照らしになり、天の御璽〔み

しるし〕の神器も捨てられずに伝わった。天照大御神が御委任にな

ったままずっと御孫命〔みまのみこと〕が御統治になって、

【異国は本来の定まった君主がないので、平民もたちまち王になり、王もたちまち平民ともなり、滅亡するのが古代からの風俗である。…恐れ多くも我が国の天皇は、そのようないやしい国々の王たちと同列の存在ではない。この御国を生み育てられた神祖命〔かむろぎのみこと〕天照大御神がご自身でお授けになった皇統〔あまつひつぎ〕であり、天地〔あめつち〕の初めから、天皇の御統治なさる国と定まっている天下である。天照大御神の御言葉にも、天皇が悪くおられる時には従わなくてよいとは仰っていないのであるから、善くおられようと悪くおられようと、側〔かたわら〕から狙ったり目論んだりするこ

とはできない。天地ある限り、月日の照らす限りは、幾万代経っても動くことのない大君であられる。…ところが中世の乱れた時代に、この道に背いて、畏れ多くも大朝廷に刃向って天皇を悩まし奉った北条義時・泰時や足利尊氏などの如き者は、畏れ多くも天照大御神の御恩を思いはからない穢悪〔きたな〕き逆賊どもであった。】

天津日嗣〔あまつひつぎ〕の高御座〔たかみくら：天照大御神の

御事業を受け継ぐ天皇の御位〕は、

【天皇の御系統を日嗣〔ひつぎ〕と申し上げるのは、日の神天照大御神の御心をそのまま御心として、その御事業を御継承なさるからである。また、その御位を高御座〔たかみくら〕と申し上げるのは、単に高位であるというだけではなく、日神の御位であるからである。…こうして日神の御位を、次々と御継承になって、その御位におつきになった天皇であられるから、日神と等しい位あられることは疑いもない。であるから日神の御恩を戴いている者は、誰が天皇を恐れ敬ってお仕えしなくてよいだろうか。】

天地〔あめつち〕と共に永遠に動く御世がないことが、この我が

国の道の靈妙で、異国の一切の道よりもすぐれ、正しく高貴な証拠である。

※ 口語訳は『日本の思想 15「本居宣長集」』、筑摩書房による。小文字の【 】内は本居宣長の解説、本文は大文字。

→私〔＝ブログ作成者〕の思想：

本居宣長の「学問」つまり「古学」の精神は、宣長の以下の論説の中にすべて集約されており、それ以上でも以下でもない。

本居宣長の『古事記伝』、『玉勝間』等の著作を読む場合には、この点を十分に理解して読まねば、法・伝統・道徳に関する誤った観念の方向へ突き進むおそれがあるので注意すべきであろう。

参考(3) -1 本居宣長『玉勝間』

二の巻

道理に合わないからといって、世間に長い間習わしとなっている事柄を、急

にやめようとするのはいけない。

ただ、その欠点だけを除くようにし、現にある物事はそのままにしておいて、**真実の道**を探求すべきである。

万事を、むりやり道理にしたがってなおし、実行しようとするのは、かえって**本当の道の精神**に合致しないことがある。

すべての事は、盛んなのも衰えるのも、みな神の御心によるので、とても人力でもって、動かすことのできるものではない。

本当の道の精神を体得できた人は、自然にこの道理を十分明らかにし、知ることができるはずである。

四の巻

兼好法師の『徒然草』の中に、「桜は満開であり、月は一点の曇りのないものばかりを眺めるものであろうか」と言っているのは、どうであろうか。

昔の歌には、花は満開なのを、また月は少しの曇りもないのを眺めた歌よりも、花の下では、風を嘆き、月の夜には、雲を嫌い、あるいは花が散り月が隠れるのを惜しむ、やるせない気持ちを詠んだのが多く、情趣の深い作も特にそういう歌に多い。その理由は、すべて花は満開をのんびりと見たいし、月は一点の曇りもないのを願う心持が痛切であるからこそ、そうではないことを嘆いたのである。

いったいどこの歌に、桜の花に風が吹くのを待ち、月に雲がかかるのを願ったのがあるう。

それなのに兼好法師があのように言っているのは、人間本来の性情に反した、後世の利口ぶった心から発した、わざと作り構えた風情であって、ほんとうの風雅心ではない。

兼好法師が言っている言葉には、この種類のものが多い。

みな同様である。

…また同じ兼好法師が、「人は四十歳にならないうちに死ぬのこそ無難であるう」と言っているのなどは、中世以降の人々がみんな歌にも詠み、日常にも口にする事柄であって、生命の長いようにと願うことを、潔くないことだとし、早く死ぬのを体裁のよいことだと言い、現世を嫌って出家するのを、潔いこととするのは、みな仏道に媚び諂った態度であって、大抵は本心に反した虚偽である。

言葉でこそそんな風にも言おうが、心の中では誰がそう思うだろうか。

たとえごく稀には、ほんとうにそう思う人があろうとも、それは本来のまごころではなく、仏教の教理に心が迷ったのである。

人間の真情は、どんなにわびしい身でも、早く死にたいとは思わないし、命

を惜しまない者はないのである。

だから『万葉集』などのころまでの歌では、ただ長く生きていられるように
とこそ願っているのである。

五の巻

『古今集』に「病気をして、衰弱してしまった時に詠んだ歌」として、在原業平の朝臣の、

つひにゆく道とはかねて聞きしかどきのうふけふとは思はざりしを

〔最期には誰もが行く死出の旅だとは前々から聞いていたけれども、それが
昨日や今日という差し迫ったことだとは思わなかった〕

という歌が載っている。

契沖がこれを評して次のように言っている。

「この歌の境地は、人間の真実の心持ちであって、教育のためにも有益な歌である。後代の人、臨終という段になって、ものものしい歌を詠み、あるいは悟りの道に達した趣などを詠んでいるが、真実らしくなく、まことに嫌味である。

平常の時こそ、道理に合わない言葉や巧みに飾った言葉を使いませるのもよからうが、いよいよ最期という時だけでも、心の真実に帰ってほしいものである。

この業平の朝臣は、一生の真実が、この歌に表現され、後代の人、一生虚偽を表現して死ぬのである」と。

この言葉は僧侶の言葉らしくもなく、とても貴重である。

日本人らしい心情を持っている人は、僧侶であっても、このとおりであった。

参考(3) -2 本居宣長の歌

敷島の **大和心** を 人間はば **朝日に匂ふ山桜花**

参考(3) -3 本居宣長『宇比山踏(うひやまぶみ)』

「道」は天皇が天下をお治めになる正しく大きい、国民すべてに通じる「道」であるのを、一個人の私有物にして、自分で小さく説を立てて、すべて巫女など霊媒者のする事のように、あるいは妙なしぐさを行ったりして、それを神道と唱えるのは、全く呆れ果てた悲しいことである。

すべての下々の民は、よくても悪くても、その時代時代の統治者の定めのと

おりに、従い行うことが、すなわち「古代の「道」の精神」ではあった。

自分はこのように理解しているから、自分の家では、すべて先祖のお祭り、仏に供えること、僧侶に施すことなども、すべて親の代から行ってきたとおりで、一般世間と違うことがなく、ただこれを怠らないようにしようとするだけである。

学者は一途に、「道」を探求して明らかにすることこそ任務とすべきである。自分勝手に「道」を行うべきものではない。

だから出来るだけ、上代の「道」を究明して、その主旨を、人にも教えきとし、著書にも書き残しておいて、たとえ五百年千年後であっても、時期が来て、統治者がその説を御採用になり、行いなさって、天下の政治上御用いになる時代を待つべきである。

これが宣長の望むところである。

※ 以上の口語訳は『日本の思想 15「本居宣長集」』、筑摩書房による。

(4) 頼山陽『日本政記』、19世紀

○ 神武天皇論

...古い記録〔ここでは『日本書紀』〕によれば、神武天皇を称して、「天皇の君徳は、聡明で、万事に通達され、度量宏大であった」と言っている。天皇は新たに帰属した国があると、その長官を任命されるに当たり、先頃まで武力をたのんで反抗した者も、これを収め用いて変更しなかった。

彼らが恩に感じて、民政につくし、また人民も旧知の間を便利として、安んじて生業を営んだことは、容易に想像されるのである。

...しかし、さすがに深い慮りがあったから、一方においては京場〔けいじょう〕の近郊を総管する者や、また宮外の兵を指揮する者

には、やはり昔から仕えて功勞のある將吏を充て、宮中を守護する者と互いに制しあい、補いあって、非望の者が現れる余地をなくした。

○ 天智天皇論

隋と交通するようになってから、質朴の風が一変して、形式にこだわるようになり、文弱に流れて、ほとんど国の特質を失った。

しかし、天智天皇が出現するに及んで、百般の制度が大いに整い、後世に至っても改める必要がない程になった。

たいていは唐の制度から採られたけれども、唐制に勝っているわけは、官吏の数が少なく、行政が手軽なことと、租税が軽いことである。

この点、我が国の固有の美風を尊重して失わなかったのである。

しかるに後世に到り、うわべだけ真似て、形式に傾き、人民に対して冷酷になり、重税を課するようになったのは、祖先の立法の精神に通達しなくなったからで、人民が武家政治を便宜とするのは、以上の二点において、幾分か理想に近いところがあったからであるう。

しかし、よく考えて見れば、武家政治には行政の簡易さはあるが、

租税を薄くしたという例はほとんど聞かないから、やはり王政には及ばないのである。

○ 桓武天皇論

おもうに桓武天皇は、即位して百日もならないうちに、勇断して詔を下し、行政整理を断行して、官吏の冗員を廃した。

また、国司で素行の悪い者は、四カ年の任期が満たなくても、これを排除された。

そもそも心の曲がった国司の流す害毒は、その地方の人民が等しくこうむるのであるから、このような国司一人を斥ければ、その地方の人民は挙って喜ぶのである。

...いったい桓武天皇とは、どういう君主であろうか。

前例のない平安の都を営み、今まで収め得なかった奥羽の地を開き、勇往邁進されたのを見ると、その精神気力、前代の天皇を遠く超えるものがあることがわかる。

そしてその為されたところを見ると、およそ創められたことは少なく、廃止されたことが多い。

ああ、桓武天皇は、天下を治める道に悟入されていたというべきである。

…桓武天皇の事業が優れていたのは、その施設されたことよりも、むしろ多くのものを廃止されたことにある。

無益なものを廃止することは、人民を興し、国家を盛んにするものである。

○ 嵯峨天皇論

…およそ、明君が賢徳の人を用いるのは、平生の心がけが肝要である。

これに対する恩顧と礼節とを以てし、これに付託するに重職と重爵とを以てし、相互に心の通じ合うようにしておかなくてはならない。

そうしておけば、艱難に臨んで逃げ去るようなことがないばかりか、進んで大難を負担するようになるのである。

それを平生は棄てて顧みず、困難に当たって急に媚態を呈するのは庸暗なる君主のなすところである。

これでは、いかに庸劣な臣子でも、進んで駆りまわされはしない。

いわんや天下の豪傑は、そのようなことでは動かされはしない。

動かされるとすれば、それは豪傑ではない。

豪傑でなければ、どうして大難を治めることができようか。

○ 源頼朝論

(二) 外戚論

王室の衰退したのは、専ら外戚を信用して、これに頼りすぎたからである。

我が王室の慣わしとしては、親王を以て政治を与り聴かせた。

王族であっても姓名を賜って臣下となった者は、いつも藤原氏と並び立って、天下の政務を司ったのである。

これは先王が後世のことを慮った深い見識によるのである。

したがって、このことが守られて変更がなければ、どうして後に藤原氏の専横があろうか。

およそ人たるものには、忌み憚る者がいなければならない。

自分ひとりで信ずるところの者に一任すれば、その者の独断専決をどうして戒めることができるであろう。

それ故、自分が信用できると思う者にも、忌み憚る者を共にあらせて、僭越な行為の起こらないようにしなければならない。

いったい、自分が信用できる者が、じつは信用してはならない者であることは少なくない。

また逆に、自分が忌み憚る者でも、じつは忌み憚ることが誤りで

あることも少なくない。

自分が忌み憚る者は、自分が信用できると思う者にとっても、同じく忌み憚るところの相手である。

それ故、両者を共に存しておけば、天下の人々は互いに遠慮しあって、子孫は彼らの均衡の間に事業を守り続けることができるのである。

しかし、このことは、ありきたりの俗見から脱却して、深く世の遷り変わるのを洞察する者でなければ、どうして共に論ずるに値し
ようか、値しないのである。

○ 兩統迭立論

...おもうに持明院統と大覚寺統に皇室を分け、兩統が十年ごとに交代して天子の位に即くようにした評定は、北条氏の計略に出たのである。

...そもそも明德の赫々たる皇室を、あえて分かち裂いて、自己の便利なように取扱い、その力を弱めるために十年ごとに交代させるという悪習を作った北条氏は、どうして罪を祖宗の神靈より受けないわけがあるのか。

...こうして南朝と北朝とに分かれて争うこと五十余年の久しきに

及び、全国の人民は、その肝腦を泥まみれにして、七苦八苦の苦しみを舐めた。

もちろん叛臣の足利尊氏のごときがあつて、彼らの罪とは言いながら、また、王室の人々が、父子、兄弟、美しい親しみある親族の間柄ということを弁えない結果であつた。

その後、後小松天皇の時に至り、南北朝が合一したとはいいながら、足利氏は再び両統が交互に皇位に即かれるという案を持ち出した。

ここに於いて再び、天下は粉々として乱れるに至つた。

足利氏の威勢は、北条氏とは較べものにならない

それなのに、北条氏の計略にならつて、皇室を分断し、その間に私恩を売り、有利の立場を占めようとした。

このような思想が、自家の骨肉をも破り、子孫が互いに殺したり殺されたりして、惨害の絶えることがなかつた。

これが亦、祖宗の罪証を得て、その報いに遇つたものではなからうか。

○ 正統論

(南北朝正閏論)

(一) 前篇

...いったい南朝に忠節をいたす者は、ただ南朝に忠義であるに止まらない。

祖宗に対しても忠であり、義である。

このような人々がいなかったならば、足利氏は強いて輿論を顧みず、皇族を戴かなかったであろう。

しからば、このような人々は、北朝の天子に対しても忠義であったと言ってよいのである。

足利氏は亡びたが、皇統は厳然として存続し、天下の人民にして、皇室を扶翼しない者はない。

しかも神器は、千載に不朽なのである。

忠臣の遺霊も、また以て安んずべきではないか。

故に思う、祖宗の神霊と、天道・人心の向かうところに正統がある。

正統のあるところに神器も落ち着く。

神器あるところに、正統が帰するのではないのである。

(二) 後篇

ある人〔猪飼敬所〕が自分に向かって言うには、「あなたが正統を

論ずるのは、いかにしても矛盾しているようだ。そもそもあなたも亦、北朝の民ではないのか。それなら、北朝を悪しざまに言うのは避けるべきではないか」と。自分は反問して、「あなたの言葉は、一体どういう意味なのか。あなたの言う北朝とは、一体どこにあるのか」と。すると彼は、「今の朝廷のことだ。今の朝廷は北朝の正系であるから、あなたも北朝の臣というべきだ」と。

そこで、自分は大いに驚き、「ああ、今の朝廷というものは、神武天皇このかた、正統の譲りをうけた大一統の朝廷であり、何で北朝であるものか」と。

○ 豊臣秀吉論

思うに、織田氏の政治は、たとえ一銭を盗む者に対しても、斬首という極刑を以て臨んだ。

このため、道路に落し物があっても、それを拾って私しようとする者がいなくなったほど厳正な社会が出現した。

当時は室町時代の弛緩した政治の余波を受け、社会の風紀は紊乱を極めていたから、このような緊迫した政治でなければ、世の中の秩序を恢復することはできなかったのである。

しかしながら、我が先王〔天智天皇をはじめとする聖王〕が刑法

を制定し、また裁きに明るい人物を挙げて用いて、罪の軽重を論じ、その判決に少しでも誤りがないように努められたのは、実に人命の貴いことを慮り、みだりに生殺の権を行使しないという深い考えによるものであった。

ところが今や罪の軽重を問わず、一錢を盗む者に対しても、人を殺した者や人の財宝を奪った者と同様の罪科に処するとは、一体何という法律であろうか。

およそ人君なる者が、人を捕えて殺そうとすれば、これを制止できる者がいない。

このような人君がいる限り、人々は恐怖の思いを禁ずることができない。

ただ斬首というような極刑は、必ず大罪ある者だけに限り、罪の軽い者は死罪にまでは及ばないということを承知していれば、人民も安心し、人君を信頼するのである。

しかるに信長の時代には、その信頼は絶え果てた。

すなわち人々は、一日も心を休めることができなかつた。

信長が弑殺の難にあったことは、当然のことと言わざるを得ない。

しかしながら、織田氏の苛酷な政治は、まだ言うに足らないので

ある。

豊臣氏に至っては、すなわち一挙に、先王の定めた徳沢を失い、天地の扶与を杜絶し、人民の生命を圧迫して、これを奪うようなことをした。

けだし、天智天皇の時、田制を確定して授けたものは、360 畝〔せ〕をもって1段〔たん〕とし、2段をもって農民一人分の耕地——口分田——とし、女子にも男子の3分の2を給した。

そして1段の耕地より50束の稲を獲ることができ、租税は2束2把と定められた。

1束より米5升が獲れるので、段ごとには米2石5斗となる。

そして2束2把を提供するので、米に換算すれば供出は1斗1升である。

すなわち租税は20分の1よりも軽いのである。

これこそ正税というものである。

この正税が、およそ千年にもわたって、大差なく運営されてきた。

これこそ先王の徳沢が広大であることを示すものである。

しかし天下が紛乱をきわめ、各地の豪族が武力に明け暮れるに及んで、いくら人民が努め耕しても、糊口に窮するようになり、租税

は年々重くなり、月々に加わるようになった。

けれども源氏・北条氏の時代には、まだ大いに加わることはなかった。

税の重さが大いに加わったのは、足利氏の時代に始まって、豊臣氏の時代に極まったのである。

およそ豊臣氏が豪奢を極めたことは、前代に類い稀なるものがあった。

ことに末年に及んで朝鮮役を起こし、兵を酷使し、武名を傷つけ、財用は益々不足した。

租税を増徴しようと思っても、もはや増徴の余地がないほど税が重くなっていた。

ここに於いて天智天皇以来の田制を改め、300 畝を以て 1 段とした。

そして 300 畝から 360 畝分の税を取ったので、1 町に 600 畝、1,000 町 60 万畝、万町に 600 畝の租税対象が増加した。

また、1 畝は 8 尺四方であったが、2 尺を縮めて 6 尺四方とした。

しかも租税は旧のごとく 8 尺四方に対して賦課した。

このように限りある土地を操作して、いわれのない財利を追い求めた。

よって、人民の数は変わらないのに、租税の額は 100 倍にもなったのである。

我が人民は、いまだ削られたことのない肉を削られ、いまだ浚〔さら〕われたことのない膏〔あぶら〕や血を絞り取られ、これを以て豊臣氏が自制することができるのに自制しない欲望を満足させるために、費い果たされたのである。

この故に豊臣氏は、その酬いを受けて後嗣を絶ち、一族残らず亡んだのである。

その事は終わったようであるが、決して終わってはいない。

すなわち豊臣氏の改悪した田制は、そのまま定着してしまい、破棄することができない。

今日に至るまで善政の妨げとなり、上下〔しょうか〕とも慣れてしまっ、少しも疑うことをしない。

織田氏の苛政は、厭うべきものであったが、一時的に行われたのに止まる。

しかし、豊臣氏の流した害毒は、今日といえども停止するところを知らないのである。

※ 口語訳は安藤英男『頼山陽 天皇論』、新人物往来社による。

(5) 福沢諭吉『帝室論』、東京時事新報社、1911年

わが日本国においては、昔から今にいたるまで真の乱臣賊子は存在しなかった。

今後、千年も万年もそれはないであろう。

なるほど現代においても狂愚者が往々にして帝室のお考えに反するようなことを言い出すこともあるように聞くけれども、それとて真に賊心がある者とは思われない。

百年千年と絶えてなかったものが突然、出現するというのも、はなはだ不審なことである。

もしも絶対にそういう者もいるのだというなら、その者はきっと精神障害者に違いあるまい。

精神病者なら、これを刑罰に処することはできない。

一種の檻〔精神病院〕に収容するしかないだろう。

…わが日本国民のごときは、数百年、数千年来、君臣情誼の空気の中で生きてきたものであるから、精神道德の部分は、ただこの情誼の一点にかかっている。

この点に頼らなければ、国家の安寧を維持する方策はないだろう。

…国会で形成される政府は、対照的な政党が互いに争って、ときに火のごとく水のごとく、また盛夏のごとく厳冬のごとくなるだろうが、**帝室はひとり万年の春にして、人民がこれを仰ぎ見れば悠然として和気を催す**であろう。

国会の政府から頒布される法令は、その冷たいこと水のごとく、その情の薄いこと紙のごとしといえども、**帝室の恩徳はその甘いこと飴のごとくして、人民が帝室を仰げば、その怒りも解ける**ことだろう。

…**結局、国民の荣誉は王家に関するところにある。**

西洋の言葉に「**王家は荣誉の源泉なり**」というのがあるが、ここからも西洋の国情の一斑をうかがうことができるだろう。

すでに荣誉の源泉ということが確立しているときは、断じて汚辱の源泉となつてはならない。

懲罰を受けるといふことは人生の汚辱であるから、その源泉を王家に帰してはならない理由は明白である。

一国の王家は〔徳行を〕勧めることがあつても〔悪行を〕懲らすことはなく、賞することはあつても罰することはないのである。

…学術や技芸の奨励もまた、もっぱら帝室に頼んで国に益することが多いだろう。

…政府に変動があれば省にも変動が生じ、はなはだしい場合には文部卿〔文部大臣〕の更迭にしたがって省中の官吏が任免されるだけでなく、学校の教員に至るまで進退を問われる場合がないわけではない。

教員を入れ替え、学制を改革し、すでに改革したものをまた修正し、三年ごと、四年ごとに変更するようなことは、教育において最も不利益なことと言うべきだろう。

…今日では、芸術家の世禄を支給するようなことは行われませんが、なんらかの方法を設けて芸術家の功名心を奨励する必要性があることは明らかに分かるだろう。

では、どんな方法があるのか。

前節で、帝室は荣誉の源泉であると言った。

ということは、芸術家の荣誉も、この源泉から湧き出る方法によるのが一番である。

…しかし、今日では、もはや幕府はない。

諸侯〔大名〕もない。

ならば、全国の[〔]人心の中心であり栄誉の源泉たる帝室[〕]が、今の民情を視察し、これまでの例を斟酌して、あるいは[〔]勲章の法[〕]を設け、あるいは年金の恩賜を施し、あるいは当人に[〔]拝謁[〕]をお許しになり、あるいは新旧の名作物を蒐集なされるなどのことがあれば、天下の人心は翕然として一中心に集まることだろう。

そうすれば、[〔]栄誉の源泉に向かって功名の心が生まれ[〕]、まさに衰えようとしているわが芸術を挽回し、さらに発達の機を促すことにもなる。

それだけではない。

帝室を慕う人々の心には一層の熱が加わり、ますます[〔]帝室の尊嚴・神聖[〕]を仰ぐに至るであろう。

※ 現代語訳は平沼尠夫 監修、池田一貴 訳『福沢諭吉の日本皇室論』、島津書房による。

(5) - 2 福沢諭吉『尊王論』、東京時事新報社、1911年

日本国人の尊王の心はほとんど天然の性情から出てきたものである。

試に今、下層の男女に向かって、[〔]帝室はなぜ尊いのかと尋ねれば[〕]、

ただ帝室であるがゆえに尊いと答えるだけであって、これを特段疑う者はいない。

単に下層の男女だけでなく、上流の有識者や、あるいは平生から尊王の志が厚いと称する人物に質問しても、帝室は万世一系の至尊であると答えて、それ以上詳らかに説明する者ははなはだ少ないようである。

今のところ私も強いてその説明を求めるわけではない。

実際においてもまたそれは無用である。

…わが日本国のごときは、古来、士族的な習慣を形成して政治に熱心になる者がはなはだ多く、その熱意の度合いも非常に高く、法律や道徳の教えの力も、時として効力がないような事例が無きにしもあらずである。

これは歴史が明らかに証明しているところであり、日本固有の気風なので、こうした気風の中にいて政治社会の俗熱を緩解・調和するためには、おのずからまた日本に固有の一種の勢力〔権威〕がなければならない。

すなわち、私がこの勢力〔権威〕のあるところを求めれば、それ

は「**帝室の尊厳・神聖である**」と「**明言**」するものである。

…国家社会は、政治家の玩弄物となって予想外の災難を被る可能性もあるのだが、この一大事の時にあたって、これを上手に調和し、また平生より微妙不思議の勢力〔権威〕を輝かして、無形のうちに災いを未然に予防できるのは、ただ帝室の至尊の神聖があるだけである。

…帝室は、もとより**政治の世界外の高所に立ち**、**施政の得失についてはいささかも責任のないものであり**、そうした政治の熱い世界から、離れることが遠ければ遠いほど、その**尊厳・神聖の徳**はいよいよ高くなり、その**緩解・調和の力**もまたいよいよ大きくなるだろう。

帝室は単に社会経営に必要であるだけではない。

「**いやしくも帝室の尊厳さを欠き、神聖を損なうことがあれば、日本社会はたちまち暗黒になるであろう**」ことは、「**古来の習俗・民情を**」**考えれば疑いのない**ところである。

…「**尚古懐旧**」ということが現代人にとって**普通の情緒**であるとすれ

ば、日本国民なら、この帝室の古きを尚「たつと」んで、旧を懐「した」うのは当然であろう。

瓦片石塊であっても古いものは尊重し、老樹古木のようにその由来を聞けばこれを伐るに忍びない。

それ以上に人類に関しては、その血統が古いものは、祖先の功勞が何であれ、おのずから世間に重んじられるだろう。

これに加えて、英雄豪傑の子孫ということになれば、その子孫が賢くても愚かでも、あたかも祖先を代表してこの世にいるように思われて、一層人望を集めることだろう。

そうであれば、帝室はわが日本国において最古最旧であり、皇統連綿として久しいだけでなく、列聖の遺徳もまた今なお明らかで見られるべきものが多い。

これは天下万民がともに仰ぎ見るところであり、その神聖・尊嚴は人情の世界において決して偶然なことではないということを知るべきである。

…政治はその時々政府の政治であり、帝室は万世を貫く日本国の帝室なのである。

帝室の神聖さは政治の世界外の高所にとどまって広く人情の世界

に臨み、その余徳を道理の分野にも及ぼして全国の空気を緩和することが、私が持論として密かに希望するところなのである。

…華族の中には資産家もいないわけではないが、民間にも富豪は多く、華族の右に出る者はいくらでもいる。

では人物・財産ともに特別抜きん出ているわけではないのに、なぜ華族を帝室の藩屏と称するのだろうか。

私はそれを華族の家柄に帰せざるを得ない。

今の華族本人は必ずしも大智大徳ではない。

ときには平均以下の人物もいるだろうし、その財産も誇るほどではない。

しかし、家の由緒をたずねてその祖先の功績を聞けば、由来が古くて他の人ではかなわないものがある。

だからこそ世間の人々は、現在の華族本人の人物や財産を問うことなく、はるか昔の祖先を想起し、あたかも現在の人を古人の代表であるかのようにみなし、古を慕う心で今を尊敬しているのである。

これが、尚古懐旧の人情である。

こうした気風が盛んであることは、自然に帝室の利益となるので、

華族を帝室の藩屏とすることは決して荒唐無稽なことではないのである。

進歩が日々新たな時代の道理から論じれば、何の功勞もない人が榮譽を受けることは納得できないように思われるけれども、その榮譽や名声が政治社会を妨害するようなことがなければ、いささかも意に介する必要はない。

華族は帝室の藩屏として尊敬すればよいのである。

ひそかに案ずるに、前述のような理由で、華族を保存する利益があるとすれば、逆に新華族を作ること、国家経営の策とは異なるように思われる。

昔からの華族が国家の役に立つのはそれが旧家であるという由緒の一点にあるのであって、ちょうど稀有な古物珍器のようなものである。

その点で、一般の人が競争できないところに無限の重みを感じたわけである。

ところが、今の人の働き次第で誰でもが華族の仲間に入れるとならば、華族全体の古色が奪われることになる。

それは、国家経営のためには利益にならないと私は感じる。

…華族が華族として世に重きをなし、一般国民が尚古懐旧の情を涵養して家族を重んじる。

華族が自然に帝室の藩屏となる理由は、その人の才知によるものでも財産によるものでもなく、ただ歴史上の家柄だけにある。

天下万民が皆華族の古さと新しさを見分けるだけの見識があるので、帝室の古さをわが日本国の至宝として、その尊厳・神聖を長く永久に維持するためには日本史のなかで由緒久しい公卿や武家の華族に古色が伝わっていることが幸いとなる。

一時的な便利さのために華族に新彩色を加え、古来固有の華族色を損なわないようにすることが、私の衷心から祈るところである。

…本論文の主旨は、もとより、ただ尊王の一点にある。

しかし世人の中には、その真意を玩味もせずに、そんなことを言うなら、天子は虚器を擁するものでしかなくなる、とばかりに不平を鳴らす者もあろう。

しかし、それでは私の真意が伝わっていない。

…そもそも帝室が政治の世界外にあるといっても、それはただ、

政治の具体的な折衝に当たらないというだけのことであって、もとより政府を捨てるという意味ではない。

永遠無窮に、日本国の万物を統御したまうと共に、政府もまた、その万物の一つとして統御の下に立つべきことは論を俟たない。

天下のうちにこの統御から漏れるものは何もないのである。

だから、政治の世界外にあるということは、虚器を擁するというのではなく、天下を家にして、その大器の要を握るもの、ということができる。

※ 現代語訳は平沼赳夫 監修、池田一貴 訳『福沢諭吉の日本皇室論』、島津書房による。

--以上--

最後に私 [=ブログ作成者] の拙論を短く述べたい。

上記の通り、およそ日本国の歴史上、どの時代のどのような身分に置かれた日本国民であれ、自らの遠い将来の子孫たる日本国民が日本国の二千年以上の伝統であり、すべての祖先らが護持し子孫へ世襲継承してきた日本国の国法の中の国法たる“万世一系の男系男子皇統の護持”という国家の名誉と尊厳と繁栄の淵源を、愚かにも

革新できると考えたり、革命を以て破壊しようと謀略したりするなどと、誰が考えたであろうか。

わが国二千年以上の歴史において、現実には世襲継承され現在も存続する“男系男子皇統”とは、すべての日本国民の“時効の国体”であり、皇位継承の不文の伝統・慣習を成文化した明治皇室典範は、“皇室の時効の家法”であり、日本国の“時効の憲法”である。

明治皇室典範義解にある通り、

「蓋し皇室の家法は祖宗に承け、子孫に傳ふ。既に君主の任意に

制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり。」

であって、日本国民が皇位継承の法を革新する、国体を革命するなどという行為は、二千年以上の歴史に渡るすべての日本国民の美德ある高貴の法という松明を消し去り、我が国を日神なき暗黒に自壊せしめんとする反逆行為である。

このような反逆者らは、本居宣長の言霊を借りるならば

「其の穢悪（まが）を袂い清め直して方（みさかり）に直したま

ふ時にあたりて、直毘神（なほびのかみ）成り坐（ま）し」（『古事記伝』）

て、その穢悪をお直しになられることであろう。

我々真正の保守主義者は、万世一系の男系男子皇統を必ず護持する為に、あらゆる義務を果たしていく者である。

以上は、エドモンド・バークの政治哲学を信奉する私 [=ブログ作成者] が、天皇（皇室）及び日本国・日本国の悠久の平和と繁栄を祈りつつ、平成 24 年 1 月 26 日付で執筆したものである。